

改正

平成11年9月22日条例第23号

平成12年3月24日条例第17号

平成15年3月20日条例第3号

平成16年12月17日条例第25号

平成19年9月21日条例第34号

平成27年3月23日条例第10号

平成27年12月16日条例第56号

調布市情報公開条例

調布市情報公開条例（昭和63年調布市条例第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市政情報の公開及び市政情報の任意的公開

第1節 市政情報の公開（第5条—第17条）

第2節 市政情報の任意的公開（第18条）

第3章 救済手続（第19条—第21条）

第4章 調布市情報公開審査会（第22条—第27条）

第5章 情報公開の総合的な推進（第28条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即し、市政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定め、もって市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民の監視と理解の下に公正で透明な行政を推進し、市政への積極的な参加と信頼関係を増進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審

査委員会及び議会をいう。

(2) 市政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されている情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政情報の公開を求める市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、市政情報の適切な管理体制及び検索体制を確立しなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより市政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、市政情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 市政情報の公開及び市政情報の任意的公開

第1節 市政情報の公開

(市政情報の公開を請求できるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して市政情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る市政情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(市政情報の公開の請求方法等)

第6条 前条の規定により市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 次項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出する方法
 - (2) 電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該公開請求をしようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して次項各号に掲げる事項に係る情報を送信する方法で実施機関が定めるもの
- 2 前項第1号の規定により記載し、又は同項第2号の規定により送信しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 公開請求をしようとする市政情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第1号の規定により提出された請求書又は同項第2号の規定により送信された情報に形式上の不備があると認めたときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- （市政情報の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る市政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている場合を除き、当該公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別することができることとなるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員を

いう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが特に必要であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う試験問題、職員の身分取扱い、争訟の処理方針、監査及び検査の計画その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者以外のものが、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(市政情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る市政情報の一部に、非公開情報が記録されている場合におい

て、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る市政情報に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めたときは、公開請求者に対し、当該市政情報を公開することができる。

(市政情報の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該市政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る市政情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る市政情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る市政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る市政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの市政情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足り

る。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの市政情報について公開決定等をする期限
(理由の付記等)

第13条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る市政情報が、当該市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第14条 公開請求に係る市政情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下この条及び第19条の2から第21条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る市政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る市政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている市政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている市政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該市政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第19条の2第1項及び第20条において「反対意見書」

という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

(市政情報の公開の方法)

第15条 市政情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録その他のものについてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、公開請求に係る市政情報を直接公開することにより、当該市政情報の保存に支障が生じるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該市政情報の写しによりこれを行うことができる。

(手数料等)

第16条 この条例の規定に基づく市政情報の公開及び市政情報の任意的公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき、市政情報の写しの交付及び送付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第17条 他の法令等の規定により、市政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の写しの交付の手續が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

2 この条例は、市民の利用に供することを目的として、図書館その他の施設で管理している図書、図画等については、適用しない。

第2節 市政情報の任意的公開

(市政情報の任意的公開)

第18条 実施機関は、第5条の規定により市政情報の公開を請求することができるもの以外のものから市政情報についての公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

第3章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第19条 公開決定等に係る審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をいう。以下同じ。)については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

(諮問)

第19条の2 実施機関は、公開決定等について審査請求があった場合は、次の各号に掲げる場合を除き、調布市情報公開審査会に速やかに諮問し、その意見を尊重して、当該審査請求についての

裁決を行うものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり，却下する場合
- (2) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る市政情報の全部を公開することとする場合（当該審査請求に係る公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は，行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は，次の各号に掲げるものに対し，諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第14条第3項の規定は，次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し，又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る市政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し，当該公開決定等に係る市政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該市政情報の公開に反対の意思表示をしている場合に限る。）

第4章 調布市情報公開審査会

（調布市情報公開審査会）

第22条 第19条の2第1項の規定による諮問に応じて審議するため，調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は，前項の規定による審議のほか，情報公開に関する重要事項について，実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は，市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また同様

とする。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された市政情報の公開を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(意見書等の提出)

第24条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出された意見書等の閲覧等)

第25条 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、第23条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧又は複写（以下「閲覧又は複写」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は複写を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(審議手続の非公開等)

第26条 審査会の行う審査請求に係る審議の手続は、公開しない。

2 審査会からの答申については、公開するものとする。

(規則への委任)

第27条 この章に定めるもののほか審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第28条 市は、第2章に定める市政情報の公開及び市政情報の任意的公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

3 市は、情報公開の効果的推進を図るため、国や他の地方公共団体との協力及び連携に努めるものとする。

(情報の公表等)

第29条 実施機関は、次の各号に掲げる情報で、当該実施機関が保有する情報を公表又は提供（以下「公表等」という。）しなければならない。ただし、当該情報の公表等について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第7条各号に掲げる非公開情報に該当するときは、この限りでない。

(1) 市の長期計画その他重要な計画及びその中間段階の案

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報の公表等を行うことが適当と認められる市政情報

2 実施機関は、同一の市政情報につき複数回公開請求を受けて公開した場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、情報の公表等に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第30条 実施機関は、報道機関への積極的な情報提供及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、その管理する資料室等の情報を提供する施設を一層市民の利用しやすいものにする等情報提供施

策の拡充に努めるものとする。

- 2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

(出資等法人の情報公開等)

第31条 市が出資その他財政支出等を行う法人（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(文書管理)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運営に資するため、市政情報の基となる公文書を適正に管理しなければならない。

(文書検索目録等の作成等)

第33条 実施機関は、市政情報の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

- 2 実施機関は、一般に周知する目的をもって作成した刊行物等について、その目録を作成し、毎年公表するものとする。

(実施状況の公表)

第34条 市長は、毎年1回、市政情報の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の調布市情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の規定により、現にされている市政情報の公開の請求は、この条例第6条第1項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例第12条第1項及び第15条の規定により、現にされている自己情報の開示又は記載の訂正に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、改正前の条例第18条の規定により、現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立ての取扱いについては、なお従前の例による。

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

6 改正前の条例第19条第1項の規定により置かれた調布市情報公開審査会は、この条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

7 この条例の施行の際、現に改正前の条例第19条第3項の規定により、調布市情報公開審査会の委員に委嘱されている者は、この条例第22条第3項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成12年9月30日までとする。

附 則（平成11年9月22日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2号イの改正規定（日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。）及び附則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にされている公文書の公開の請求のうち、この条例による改正前の調布市情報公開条例第11条の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後の調布市情報公開条例の規定を適用する。

3 第7条第2号イの改正規定（日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。）の施行の際、現にされている公文書の公開の請求のうち、当該改正規定による改正前の調布市情報公開条例第11条の規定による処分のなされていないものについては、当該改正規定による改正後の調布市情報公開条例の規定を適用する。

附 則（平成16年12月17日条例第25号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成19年9月21日条例第34号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成27年 3 月23日条例第10号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月16日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の調布市情報公開条例の規定は、市政情報の全部若しくは一部を公開する決定又は全部を公開しない決定で、この条例の施行の日以後の決定に係るものについて適用し、同日前の決定に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、市政情報の公開の請求に対する不作為について準用する。この場合において、同項中「全部若しくは一部を公開する決定又は全部を公開しない決定」とあるのは「公開の請求に対する不作為」と、「の決定」とあるのは「の請求」と読み替えるものとする。